

地域支援事業の充実と介護予防給付の見直し

平成26年1月17日

第101回市町村職員を対象とするセミナー 資料

厚生労働省 老健局振興課 川部 勝一

- (1)在宅医療・介護の連携推進
- (2)認知症施策の推進
- (3)地域ケア会議の充実
- (4)生活支援・介護予防の充実
- (5)介護予防給付(訪問介護・通所介護)の見直しと地域支援事業の充実等

(1)在宅医療・介護の連携推進

- 〇 在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度~)の成果を踏まえ、 在宅医療・介護の連携推進について、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけ、全国的に取 り組むこととしてはどうか。
- 具体的には、医療に係る専門的な知識及び経験を活用した地域における医療と介護の連携の推進について介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、取り組むこととしてはどうか。
- その際、現行制度では包括的支援事業を委託する場合、事業の全てにつき一括して行うことと規定されているが、医療に係る専門的な知識及び経験が必要である業務の趣旨に鑑み、在宅医療・介護の連携推進に係る事業については、これらを適切に実施できる事業体に、他の事業とは別に委託できる仕組みが必要ではないか。

地域支援事業(現行)

包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- •総合相談支援業務
- •権利擁護業務
- ・包括的・継続的マネジメント支援業務

地域包括支援センターに一括して委託

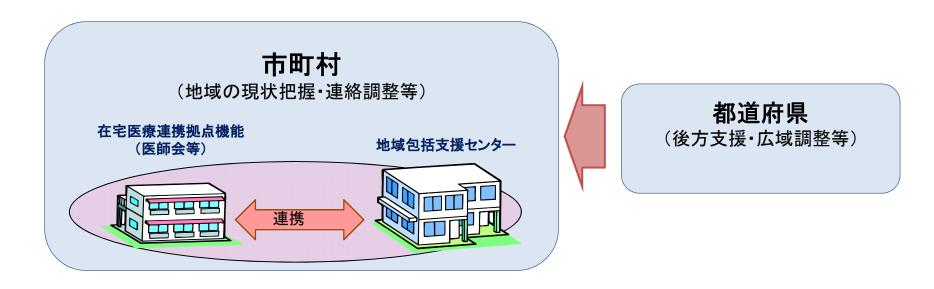
在宅医療・介護の連携推進に係る事業を追加

介護予防事業

任意事業

他の事業とは別に委託可能

在宅医療・介護の連携推進について(イメージ)



(参考) 想定される取組の例

- ①地域の医療・福祉資源の把握及び活用
 - ・地域の医療機関等の分布を把握し、地図又はリスト化し、関係者に配布
- ②在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介
 - ・関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討
- ③在宅医療・介護連携に関する研修の実施
 - ・グループワーク等の多職種参加型の研修の実施
- ④24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
 - ・主治医・副主治医制等のコーディネート
- ⑤地域包括支援センター・介護支援専門員・介護サービス事業者等への支援
 - ・介護支援専門員からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応

(参考) 平成24年度在宅医療連携拠点事業

実施主体

実施主体	箇所数	実施主体	箇所数
自治体	14	医師会等医療関係団体	16
病院	32	訪問看護ステーション	10
うち在宅療養支援病院	14	薬局	1
診療所	29	その他(NPO法人等)	3
うち在宅療養支援診療所	28	合計	105

(1) 地域の医療・福祉資源の把握及び活用

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト 化
- ◆更に連携に有用な項目(在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等)も調査し、関係者に配布、ネット上に公表等

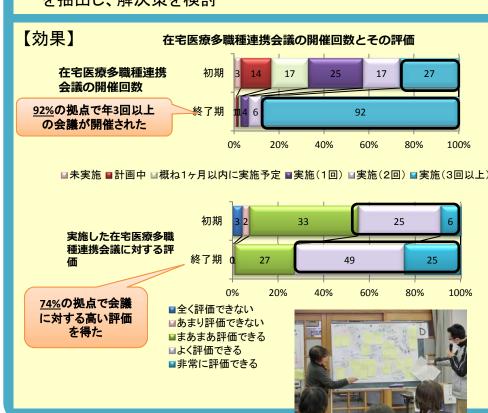
【効果】

- ◆ 照会先や協力依頼先を 適切に選べるようになった。
- ◆ 医療機関への連絡方法や 時間帯、担当者が明確に なり、連携がとりやすくなった。



(2) 会議の開催

◆関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題 を抽出し、解決策を検討



(3) 研修の実施

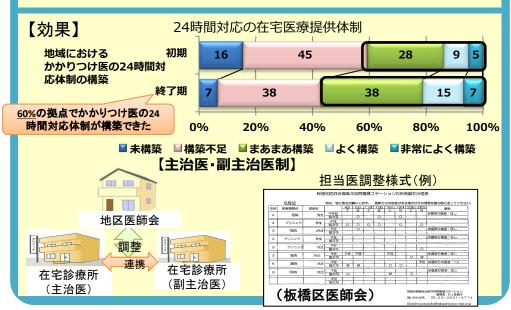
- ◆グループワーク等の多職種参加型研修の実施
- ◆訪問診療同行研修の実施
- ◆医療機器に係る研修等の座学
- ◆介護職種を対象とした医療教育に関する研修等

【効果】

- ◆介護職、医療職間の理解が促進され、研修に参加した事業所、医療機 関等による新たな連携体制が構築できた。
- ◆専門医療機関との勉強会等で各職種のスキルアップができた。

(4) 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築

- ◆緊急入院受け入れ窓口の設置
- ◆主治医・副主治医制のコーディネート 等



(5) 患者・家族や地域包括支援センター・ケアマネージャーを対象にした相談窓口の設置

◆患者・家族、地域包括支援センターやケアマネからの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応

【効果】

- ◆ ケアプランに必要な医療的支援を位置づけられ、より適切な ケアマネジメントが行われるようになった。
- ◆医療・介護ニーズが高い方について、各関連施設への連絡・ 調整が円滑になった。

(6) 効率的な情報共有のための取組

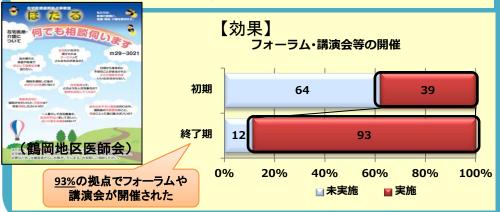
- ◆地域の在宅医療・介護関係者の連絡のための様式・方法の 統一
- ◆地域連携クリティカルパスの作成
- ◆ショートステイの空き情報等のネット上のリアルタイム情報の 発信

【効果】

- ◆ 多職種の専門性を生かした質の高いサービスの提供ができた。
- ◆ICTやメーリングリストを活用することにより、タイムリーな情報共有が可能となった。

(7) 地域住民への普及啓発

- ◆地域住民を対象にしたシンポジウムの開催
- ◆地域住民に対する在宅医療相談窓口の設置(市の施設への 設置、病院への設置)
- ◆パンフレット、チラシ、区報、ホームページ等を活用



効果データの出典)平成24年度 厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究 「在宅拠点の質の向上のための介入に資する活動性の客観的評価に関する研究」

平成24年度在宅医療連携拠点事業

まとめ

- 平成23年度の10ヶ所、平成24年度は105ヶ所の地域において、都道府県、市町村、医師会、在宅療養支援診療所(病院)、訪問看護ステーション等が連携拠点となり、在宅医療において、医療側から介護への連携を図る取り組みを実施。
- 各拠点においては、平成23年度の在宅医療連携拠点事業で得られた知見を活かし市町村と地域医師会が連携を図りつつ取組みが進められた。
- 拠点事業の効果としては、在宅医療提供機関間のネットワークの構築により在宅医療提供機関数が増加するとともに、重症例への対応機能の強化につながり、<u>在宅医療の充実と在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築に寄与した</u>と考えられる。
- また、顔の見える関係性が構築されたことで介護関係者側にとっては医療関係者へのアプローチが容易になり、医療者側の介護への理解も深まった。さらに研修会等で介護関係者の医療分野の知識の充実が図られる等を通じてケアマネジメントの質が向上していると考えられる。
- 地域包括ケアシステムの実現のためには、地域において面的に在宅医療・介護連携を展開していくことが不可欠であるが、その推進体制としては地域全体を見渡せ、中立的な立場で関係者間の調整を行うことができる市町村が中心となり、医療側から他職種も含めて地域全体に働きかけやすい医師会等の理解と協力を得て取り組むことが重要であることが改めて確認された。またその前提として<u>都道府県レベルでの関係団体等への働きかけや調整など、都道府県が市町村を支援する体制を整える</u>ことも重要である。

(2)認知症施策の推進

- 〇 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ 逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づけることを検討(「認知症初期集中支援チーム」の設置、 認知症地域支援推進員の設置)。

「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。



《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

事項	5か年計画での目標
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映
○「認知症初期集中支援チーム」の設置※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討
〇早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度~29年度で約500カ所整備
〇かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人(現在340万人)

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- ○認知症初期集中支援チームー複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族 (個別の訪問支援)
 - ○認知症地域支援推進員 (専任の連携支援・相談等)
- 支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に 応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人や その家族を支援する相談業務等を行う。

家族



訪問支援対象者の把握



近隣地域

アセスメント

(認知機能障害、生活機能能障、行 動・心理症状、家族の介護負担度、 身体の様子のチェック)

初回家庭訪問の実施 (認知症への理解、専門的医療機関 等の利用の説明、介護保険サービ ス利用の説明、本人・家族への心 理的サポート)

チーム員会議の開催 (アセスメント内容の確認、支援の方針・ 内容・頻度等の検討)

初期集中支援の実施 (専門的医療機関等への受診勧奨、 本人への助言、身体を整えるケア、 生活環境の改善など)

地域包括支援センター等

認知症地域 支援推進員



保健師 · 看護師等

地域の実態に応じた 認知症施策の推進 (医療・介護・地域資源 と専門相談等)





(保健師等)

連携

医療系職員 介護系職員





(介護福祉士等)

複数の専門職による 個別の訪問支援 (受診勧奨や本人・家族 へのサポート等)

連携(紹介)

連携(診断)

連携

(紹介)

連携

(診断)



認知症疾患医療 センター

連携 連携

(嘱託可)



かかりつけ医

⑦ モニタリング

引き継ぎ後

(参考) 認知症初期集中支援チームについて

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

【認知症初期集中支援チームとは】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症 が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

配置場所

地域包括支援センター等

診療所、病院 認知症疾患医療センター 市町村の本庁



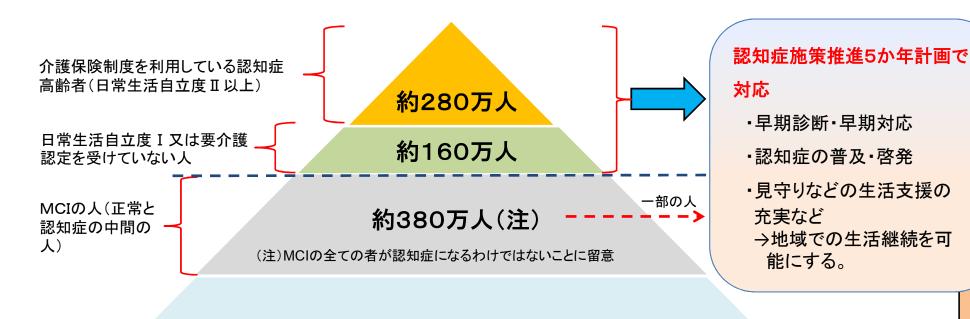
【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人で以下の いずれかの基準に該当する人とする。

- ◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
 - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人(エ
-) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

(参考) 認知症高齢者の現状(平成22年)

- 〇全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計(平成22年)。また、全国のMCI(正常でもない、認知症でもない(正常と認知症の中間)状態の者)の有病率推定値13%、MCI有病者数約380万人と推計(平成22年)。
- 〇介護保険制度を利用している認知症高齢者は約280万人(平成22年)。



健常者

65歳以上高齢者人口2,874万人

持続可能な介護保険制度を確立し、安心して生活できる地域づくり。

(参考)「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について

1. 認知症高齢者数

○ 平成22年(2010)で 「認知症高齢者の日常生活自立度」 II (※) 以上の高齢者数は 280万人であった。

〔算出方法〕

- ①平成22年1年間の要介護認定データを基に、「認知症高齢者の日常生活自立度」II 以上の認知症高齢者割合を算出した。
- ②年間データでは同一人物で複数回要介護認定を受けている者がいるので、平成15年と同月である平成22年9月の 要介護認定データに上記①の割合(性別・年齢階級別・要介護度別認知症高齢者割合)を乗じて算出した。
- ※ ただし、この推計では、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない
- ※ 日常生活自立度 II とは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。(次頁の参考「認知症高齢者の日常生活自立度」参照)

2.将来推計 (単位:万人)

将来推計(年)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	
日常生活自立度	280	345	410	470	
Ⅱ以上	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%	

- ※平成24年(2012)を推計すると、305万人となる。
- ※下段は65歳以上人口に対する比率

〔算出方法〕

○将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所: H24.1推計。死亡中位出生中位)に、上記1の算出方法による平成22年9月の認知症高齢者割合を性別年齢階級別に乗じて推計した。

(参考:平成15年 高齢者介護研究会報告書)

(単位:万人)

将来推計(年)	平成14年 (2002)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	
日常生活自立度	149	208	250	289	323	
Ⅱ以上	6.3%	7.2%	7.6%	8.4%	9.3%	

3. 認知症高齢者の居場所別内訳(平成22年9月末現在)

(単位:万人)

	居宅	特定施設	グループ ホーム	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設等	医療機関	合計
日常生活自立度 II 以上	140	10	14	41	36	38	280

[※]端数処理の関係により合計は一致しない。

(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度

ラン	ンク	判定基準	見られる症状・行動の例		
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。			
]	П	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。			
	Iа	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたこと にミスが目立つ等		
	Πb	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番 ができない等		
I	п	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。			
	Ша	日中を中心として上記皿の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等		
	Шb	夜間を中心として上記皿の状態が見られる。	ランクⅢaに同じ		
Ι	V	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク皿に同じ		
١	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療 を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等		

[※]介護老人保健施設等には、介護療養型医療施設が含まれている。

(参考)65歳以上の要支援・要介護認定者のうち、一次判定時の認定調査結果における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合

- 二次判定における要支援2と要介護1の判定では、認知症高齢者の日常生活自立度II以上は、要介護1と判定することとされており、理論的には要支援2で自立度II以上は存在しない。
- 〇 二次判定時に介護認定審査会が判断した自立度自体は記録されていない。また、二次判定における要支援2と要介護1以外の判定では、自立度の判定をすることになっていない。
- このため、参考値として、一次判定時の認定調査結果における自立度について集計したものである。

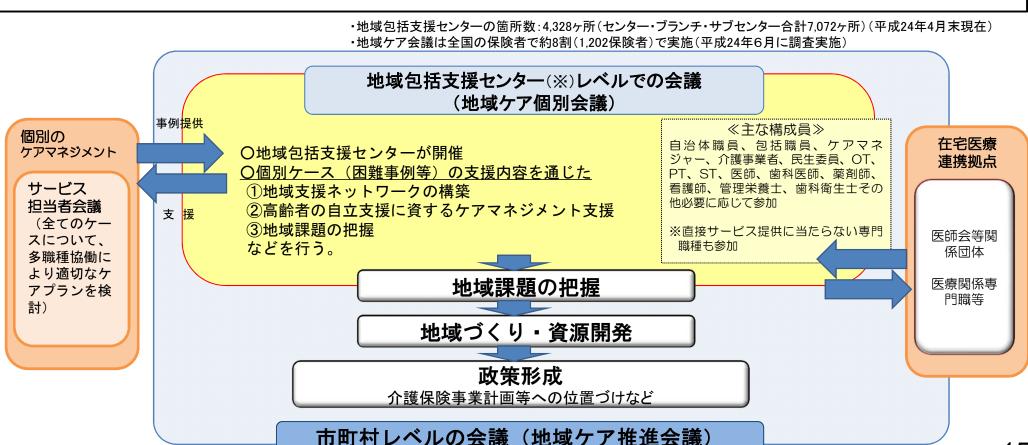
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	合計
認知症高齢 者の日常生 活自立度Ⅱ 以上の者の 割合 (一次判定時)	8. 0%	7. 7%	67. 7%	66. 9%	78. 5%	83. 3%	92. 4%	59. 9%

(出典)介護保険総合データベース(平成25年8月15日集計時点)

(注) 平成24年度末における要支援・要介護認定結果を平成25年8月15日時点で集計したもの。 (1,580保険者中1,417保険者から国に報告されたもの)

(3)地域ケア会議の充実

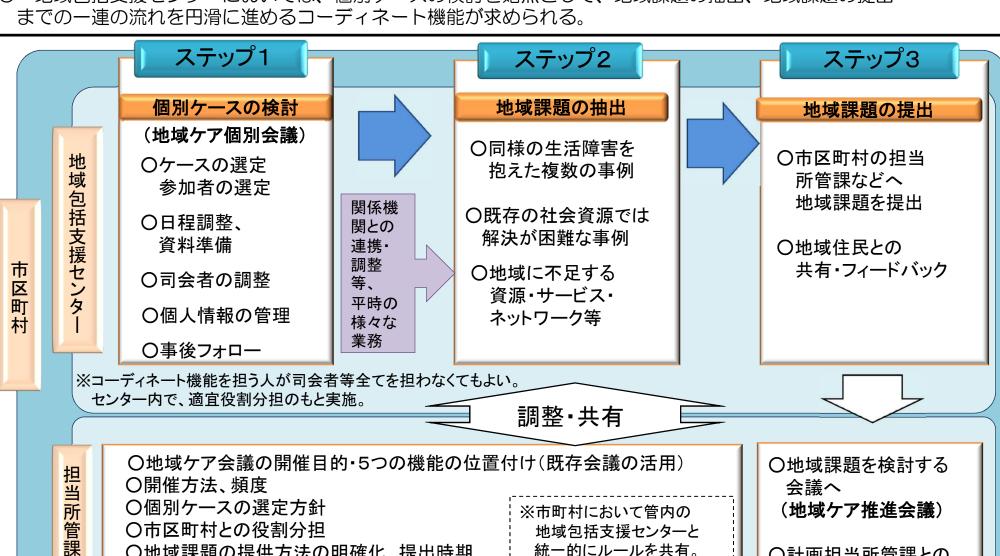
- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、<u>個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援</u>を行うとともに、<u>地域のネット</u> <u>ワーク構築</u>につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- 〇 このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で<u>制度的に位置づけることを検討。</u>



15

地域ケア会議を運営する上で求められるコーディネート機能 〉

地域包括支援センターにおいては、個別ケースの検討を始点として、地域課題の抽出、地域課題の提出 までの一連の流れを円滑に進めるコーディネート機能が求められる。



○地域課題の提供方法の明確化、提出時期

〇個人情報の管理に関する方針

統一的にルールを共有。

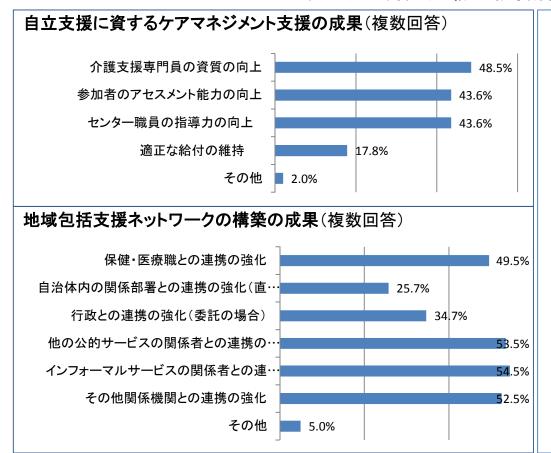
〇計画担当所管課との

共有

「地域ケア会議」への取組による成果

- センター長クラスを対象とした国実施の研修受講後、各センターで多職種協働による個別ケースの検討を行った結果について、6割以上の受講者が個別課題の解決につながった(65.3%)と回答した。
- また、自立支援に資するケアマネジメント支援の成果については、「介護支援専門員の資質向上につながった」(48.5%)が最も多かった。
- 地域包括支援ネットワーク構築の成果については、「保健・医療職との連携強化」(49.5%)や「インフォーマルサービス関係者との連携強化」(54.5%)につながったとの回答が多かった。
- 一方で、個別ケースの検討に取り組めていない受講者等もいることから、今後さらに地域ケア会議に関する取組の強化が必要

出典:平成24年度地域包括ケア指導者養成研修(中央研修)受講者に対する年度末アンケート(n=101)



その他の成果(自由記載)

- ・ケアマネジャーが1人で抱え込まずに多職種で役割分担で きるようになった。
- ・事例提出者は、自立支援に向けた予後予測を見込んで評価する視点をトレーニングできた。
- ・サービス担当者会議で対応できないケースについて、セターや行政を交えて検討したことにより、今後の方向性について本人・家族と合意形成できた。
- ・地域包括支援センター職員の力量アップにつながった。
- 信頼感を持った関係づくりができた。
- ・民生委員や町内会役員が、高齢者や家族への支援を積極 的に行うようになった。
- ・認知症の人の日中の安否確認について、近隣住民の協力を得ることができた。

既存の地域ケア会議が果たす役割を整理(兵庫県朝来市の例)

会議名	内容	参集者	個別課題 解 決	ネットワーク 構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり・ 資源開発機 能	政策形成 機能
①向こう三軒 両隣会議	利用者支援	当事者·地 域住民·関 係機関等	◎ 対象者が 抱える課 題	◎ フォーマルと インフォーマ ルの連携	○ 困難ケース の蓄積	◎ 自助・互助 を育む	×
②ケアマネジメ ント支援会議	ケアマネジャー 支援	主任ケアマ ネジャー13 名	◎ ケアマネ ジャーが 抱える課 題	◎ 主任ケアマ ネジャーとケ アマネジャー の関係性	〇 困難ケース の蓄積	◎ 指導マニュ アル開発等	×
③在宅医療 連携会議	介護・医療の連 携に関する仕組 みづくり	医療·介護 専門職(事 業所代表 者)25名	×	◎ 介護・医療のネットワーク	◎ ①②④の 会議内容 提出	◎ 連携マニュ アル作成等	×
④脳耕会	認知症支援策 の検討	関係機関代 表者15名	×	Δ	◎ ①②③の 会議内容 提出	◎ ドリル・ゲー ムの開発	◎ 見守り協 定・オレン ジプラン
⑤地域包括運営 協議会·介護保険 事業計画策定委 員会	地域課題の検 討	関係機関代 表者15名	×	Δ	◎ ①~④の 会議内容 提出	©	◎ 介護保険 事業計画

18

(参考) 地域ケア会議に関する取組状況

取組状況

- 地域ケア会議への広域支援員・専門職派遣事業(都道府県事業)(H24年度~)
- 地域ケア会議運営マニュアルの作成 (H24年度老人保健健康増進等事業)
- 〇 地域ケア会議活動推進等事業(H25年度~)
 - ・全国会議の開催による好取組の紹介と市町村への普及啓発
 - ・地域ケア会議活用マニュアル(事例集)の作成
 - ・地域ケア会議コーディネーターの育成
 - ・広域支援員・専門職の派遣(都道府県事業)

・地域ケア会議立ち上げ支援にかかる事業(市町村事業)

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ 0000023796.html

http://www.nenrin.or.jp/chiiki/manual/

(4)生活支援・介護予防の充実

- 市町村が中心となってコーディネーターと連携しつつ、生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることにより、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供される。
- 高齢者の中には事業の担い手となる者も出現。これは介護予防にもつながる。
 - ⇒ 高齢者を中心とした地域の支え合い(互助)が実現。

市町村が中心となって企画・立案

地域資源の開発

(例)

- ボランティアの発掘・養成・組 織化
- → ボランティアは生活支援・介護予防 の担い手として活動。高齢者の困り事 の相談の対応等も実施。(コーディ ネーターとも連携)
- ・生活支援・介護予防の立ち上 げ支援



コーディネーター

連携•協力



多様な通いの場

(例)・サロン

- 住民主体の交流の場
- ・コミュニティカフェ
- 認知症カフェ
- ・ミニデイサービス
- •体操教室
- ・運動・栄養・口腔ケア等の教室

多様な生活支援

(例) ・ゴミ出し

- ・洗濯物の取り入れ
- ・食器洗い
- •配食
- •見守り
- •安否確認



参加・活用 (担い手となる 高齢者も出現)

支援を要する高齢者

研修を受けたボランティアが地区 の集会所で介護予防教室を運営。

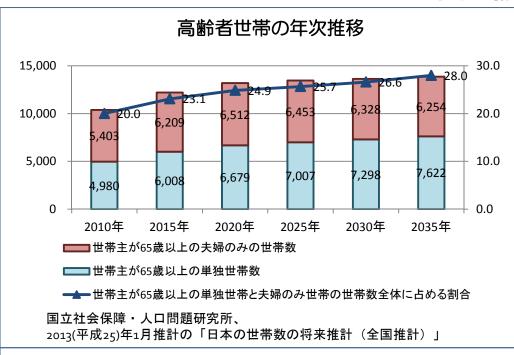
小規模多機能居宅介護に交流 施設を併設。地域のサロンとして 活用。子どもとの交流も実施。

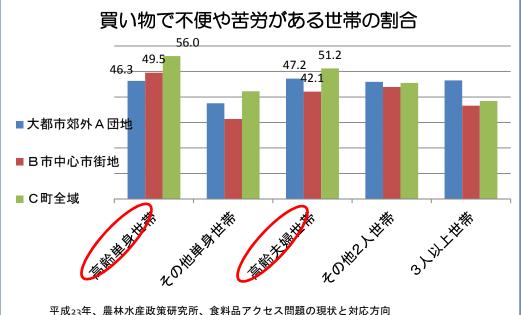
研修を受けたボランティアが高齢者と一緒に洗濯物を取り入れる 等生活行為の自立を支援。

地域活性化を推進するNPOが地域に配食サービスを展開。

交番、金融機関、コンビニ等幅 広い関係機関が連携し、認知症 の高齢者の見守り体制を構築。

生活支援のニーズ





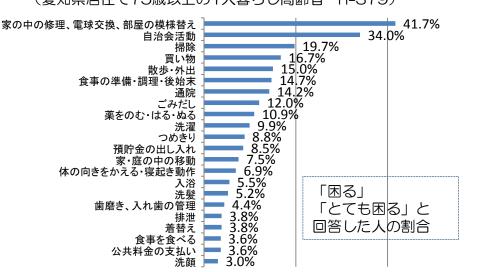
認知症高齢者数の将来推計 (単位:万人)



「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について,厚生労働省

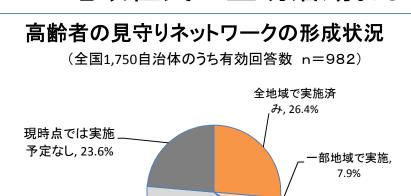
1人暮らし高齢者世帯が生活行動の中で困っていること

(愛知県居住で75歳以上の1人暮らし高齢者 n=379)



平成23年度老健事業、1人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその 支援方策に関する調査(みずほ総研)

地域住民の互助活動およびNPO等による生活支援サービス

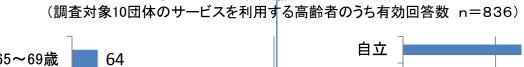


平成22年内閣府 経済社会総合研究所「セルフ・ネグレクト状態にある 高齢者に関する調査 幸福度の視点から」

現在検討・準備中.

39.5%

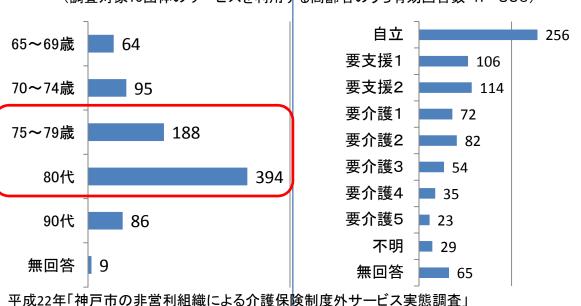
60歳以上の住民のグループ活動 59.2 ■平成10年 ■平成20年 43.7 30.5 20.2 24.4 18.3 17.1 12.8 10.6 9.3 2.3 0.8 6.4 4.8 0.0 0.0 平成24年度版 高齢社会白書、内閣府



NPO等による生活支援サービスの利用状況

モデル事業を実施

中. 2.5%



高齢者の利用サービス (民間・公的を問わず介護保険対象外の生活支援サービスを利用 した高齢者のうち有効回答数 n=296) 家事援助(掃除・洗濯・買い物など) 48.0% 配食サービス 35.1% 外出支援(車での送迎、付き添等) 15.5% 通院の付き添い 15.2% 緊急通報システム・火災安全システムの設置 12.5% ゴミ出し 11.1% 定期的な訪問(安否確認、話し相手となる等) 9.8% 訪問理美容 8.1% 簡単な大工仕事やペットの散歩等 4.1% 葬儀の実施の契約 2.0% 身元保証制度 0.7% 残存家財の片付けの契約 0.7% その他 6.1% 平成22年度「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」

高齢者が自立した生活を継続できる地域づくり

〇生活支援サービスの充実、介護予防の推進に加え、多職種協働による専門的支援の充実を図ることにより、要 支援者の生活機能の改善が図られるなど、高齢者の自立が促進される。

コーディネーターによる地域資源の把握、 マッチング、生活支援サービスの創造

コミュニティビジネスの展開やボランティア活動の推進



行政や専門職と の橋渡し役



コーディネーター等を活用した 生活支援サービスの充実 民間事業者等と協働したサービス資源の開発



配達事業者に よる見守り



買い物支援 外出支援など

生活機能の改善へ

地域の 連携・協働

一般高齢者

要支援者

要介護者

市町村による基盤整備

市町村が中心となって地域づくりを進めることで専門的支援と生活支援・介護予防の一体的提供を実現

多職種協働による専門的支援の充実

- ・地域ケア会議
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・ケアカンファレンス





医療介護連携による入退院時支援

多様な参加の場づくりと 専門職の適切なアプローチにより 予防を推進し、自立支援を促進 多様な参加の場づくりと地域におけるリハビリの推進



多様な 参加の場づくり リハビリ専門職等の 支援による 生活機能の向上

(参考)生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 〇 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 〇 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍すること <u>も期待</u>される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。

地域住民の参加

生活支援サービス

〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- •外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 〇現役時代の能力を活かした活動
- 〇興味関心がある活動
- 〇新たにチャレンジする活動
 - •一般就労、起業
 - •趣味活動
 - 健康づくり活動、地域活動
 - 介護、福祉以外のボランティア活動 等

<u>バックアップ</u>

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

(参考)多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様 な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- 「生涯現役コーディネーター(仮称)」の配置や協議体の設置などに対する支援



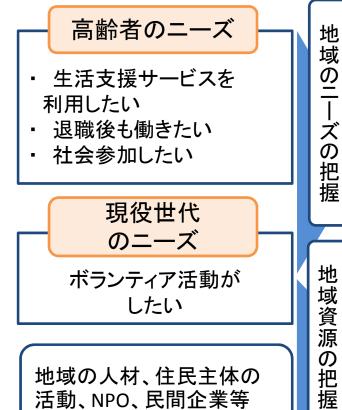
バックアップ

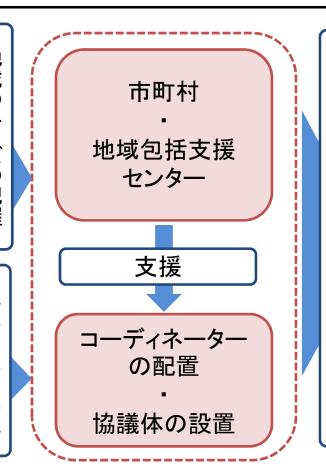
市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

→ 民間とも協働して支援体制を構築

(参考)市町村を核とした生活支援サービス支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進

- <u>多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくり</u>を市町村が支援することについて、制度的な位置づけ の強化を図る。
- 生活支援サービスを担う事業主体の<u>支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等)</u>については、市町村が行う地域支援事業の枠組みで行う。
- これらを通じ、高齢者が積極的に社会参加し、生活支援の担い手となって支援が必要な高齢者を支える社会を実現していく。これにより、高齢者は実際に介護サービスが必要となった場合に主体的に介護保険制度に関わることができる。(高齢者が中心となった地域の支え合い(互助)の仕組みの構築)





ボランティア等の育成・研修や 活動体の立ち上げ支援

NPO、民間企業等の生活支援の担い手や関係機関の ネットワーク化

> 高齢者の社会参加・ 生きがい就労の支援

例えば・・・

地域

ズ

と社

会資

源

 \mathcal{O}

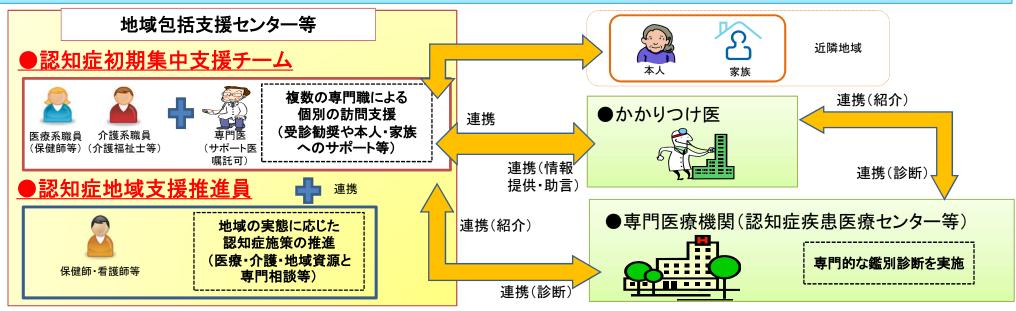
マ

チ

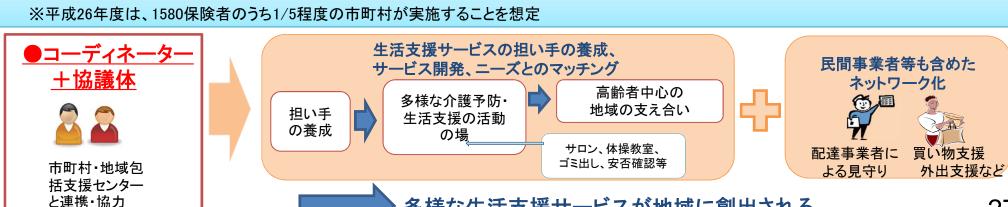
保育士の経験を活かして学童保育 農業の経験を活かして屋上農園事業

所要額 43億円

- 認知症施策の充実に向けて、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員などについて介護保険法の地域支援 事業に位置づけて安定的な財源を確保し、設置を推進する。(33億円)
 - ※「認知症初期集中支援チーム」新規100カ所 「認知症地域支援推進員」275か所→470か所
 - ※ あわせて、認知症の人の家族への支援、認知症ケアに携わる多職種の協同研修などの経費を充実



○ 生活支援サービスの充実に向けて、地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設 置等について、介護保険の地域支援事業に位置づけて取組を進める。(10億円)



(参考)介護予防・日常生活支援総合事業の取組(長崎県佐々町)

~介護予防ボランティアによる介護予防と日常生活支援~

- 〇「介護予防ボランティア養成研修」を受けた65歳以上の高齢者が、①<u>介護予防事業でのボランティア</u>や、②地域の集会所などでの自主的な<u>介護予防活動</u>、③要支援者の自宅を訪問して行う<u>掃除・ゴミ出し等の</u> <u>訪問型生活支援サービス</u>を行うことを支援。
- 平成20年度から実施し、平成24年12月現在45名が登録・活動中。
- 〇 平成24年度からは介護保険法改正により導入した介護予防・日常生活支援総合事業で実施。

佐々町の介護予防ボランティア組織図

介護予防ボランティア養成研修 (介護予防事業)

『佐々町介護予防ボランティア』登録

- ①通所型介護予 防推進活動
- ②地域型介護予 防推進活動
- ③訪問型介護予 防推進活動※

介護予防推進連絡会 【各地区の情報交換・活動報告、新規メニュー紹介等】





(参考)

小規模多機能型居宅介護事業所と併設した地域の交流拠点の設置(大牟田市)

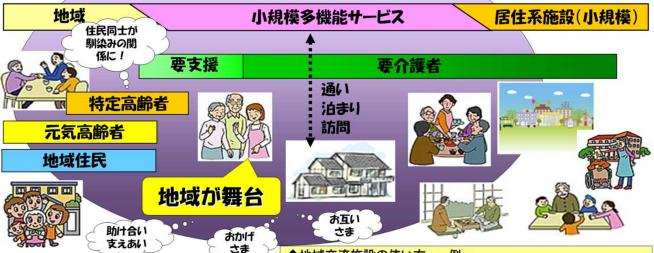
- 通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に、介護予防拠点や地域 交流施設の併設を義務付け、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業を行うとともに、 地域の集まり場、茶のみ場を提供し、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点となっている。
- 平成24年3月末現在、小規模多機能型居宅介護事業を行っている24事業所に設置。

介護予防拠点・地域交流施設を併設する

~地域で暮らし続けることを目的に設置~

(地域支援事業の受け皿として活用を想定)





ご近所の方に よるお茶会



場の提供だけでは不十分!そこに人と人とを 結ぶコーディネーターが必要である。

小規模やGHに併設する地域交流施設には、 認知症コーティネーターを配置し、地域まちづ くりを推進する。

◆地域交流施設の使い方 ~例~

開設時間: 毎週月曜日~金曜日(午前10時~午後4時)

管理体制:職員1名を配置(※将来は地域住民による自主運営)

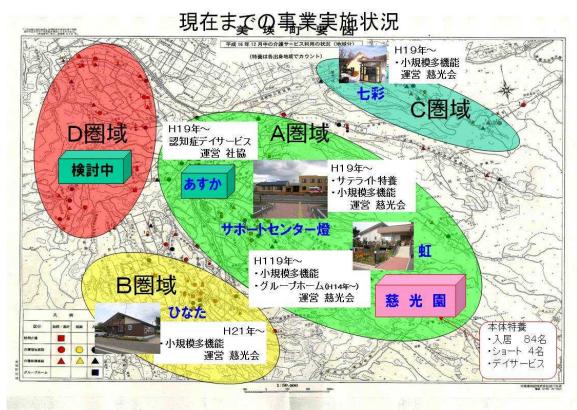
利用状況:主に介護予防(健康づくり)や趣味活動に利用

囲碁クラブ、脳の健康予防教室、そよかぜ学童、陶芸教室など

(参考)

小規模多機能型居宅介護事業所を中核とした地域コミュニティの推進(北海道美瑛町)

- 小規模多機能居宅介護事業所の整備に当たっては、計画段階から住民意見を深く反映させるとともに、開設後も住民が参画する「運営推進会議」が事業所のあり方や地域との関わりを議論し、小規模多機能型居宅介護事業所を中核とし、住民との協働による地域コミュニティの推進を図っている。
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所に併設した地域交流スペースを活用した喫茶店(サロン活動) 月1回開催、40名程度来店
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所が仲介し、協力員による安否確認 協力員(運営推進会議メンバー)20名
 - ・ふれあい昼食会 月1回開催 30~40名程度参加
- 平成25年4月現在、4日常生活圏域で5事業所を展開中。





(5)介護予防給付(訪問介護・通所介護)の見直しと地域支援事業の充実等

- (1) 予防給付の見直し(訪問介護、通所介護)
 - 要支援者に対する介護予防給付(訪問介護・通所介護)については、<u>市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による</u> <u>柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供</u>をできるよう、<u>地域支援事業の形式に見直す</u>。市町村の事務負担等も踏まえ、平成29 年度末までにすべて事業に移行。訪問看護等は引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
 - 全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同 組合等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。
 - 移行後の事業も、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
 - <u>地域の実情に合わせて一定程度時間をかけ、</u>既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行う。

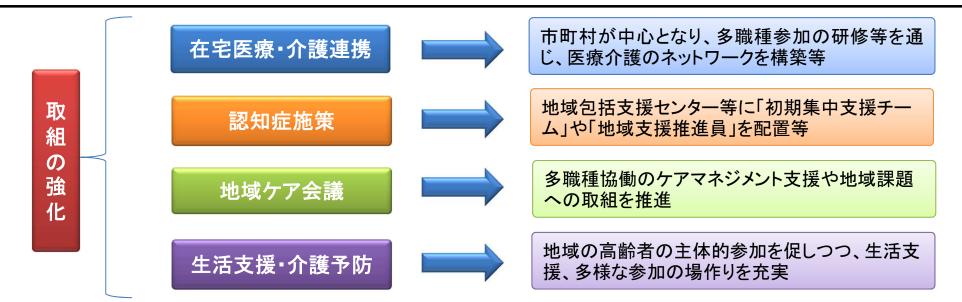
予防給付から新しい総合事業への移行



高齢者の多様なニーズに対応するため、市町村が地域の実情に応じ、取組を推進

(2)地域支援事業の充実

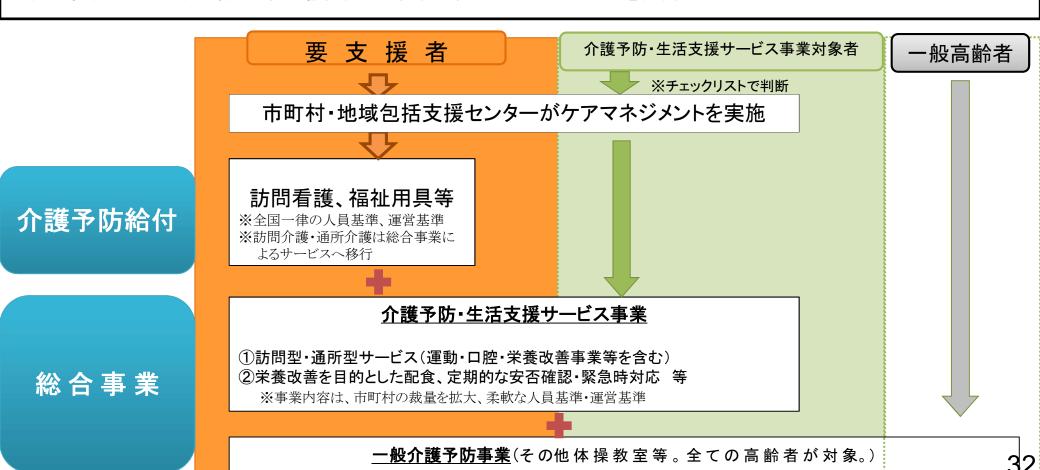
〇 地域支援事業の枠組みを活用し、以下の充実を行い、市町村が中心となって総合的に地域づくりを推進。



※地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業として再構築

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

- ○<u>すべての市町村が29年4月までに「総合事業」を開始</u>(総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」 から構成)。→訪問介護、通所介護は総合事業のサービスにすべて移行(29年度末)(訪問介護、通所介護以外のサービスは予防 給付によるサービス利用。) ※介護予防・日常生活支援総合事業は平成24年度から開始している。
- ○要支援者は、ケアマネジメントを行い、総合事業によるサービス(訪問型・通所型サービス等)と、予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつ、サービス利用。
- 〇総合事業のみ利用する場合は要支援認定は不要。基本チェックリストで判断を行う。



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

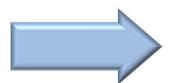
- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問 介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- 〇その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ·訪問介護
- •通所介護

- 訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- •短期入所療養介護
- •居宅療養管理指導
- •特定施設入所者生活介護
- ·短期入所者生活介護
- ·訪問入浴介護
- •認知症対応型通所介護
- ·小規模多機能型居宅介護
- ·認知症対応型共同生活介護
- ·福祉用具貸与
- •福祉用具販売
- •住宅改修

など



訪問介護、通所介護について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・ 诵所型サービス
- ・生活支援サービス (配食・見守り等)

- ・多様な担い手による生活支援
- ・ミニデイなどの通いの場
- ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・介護事業所による訪問型・通所 型サービス
- ※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
- ※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り 予防給付で行う

要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化(イメージ)

○ 全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護については、事業に移行することにより、既存の 介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者が多 様なサービスを選択可能となる。

【参考例】

訪問介護

(訪問型サービス)

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

(通所型サービス)

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

通所介護



NPO、民間事業者等によるミニディサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

新しい総合事業について(案)

【1 概要】

- 1) 要支援者と従来の二次予防事業対象者が利用する訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用する体操教室等の「一般介護予防事業」からなる「介護予防・日常生活支援総合事業」を、すべての市町村が平成29年4月までに開始。
- 2) 予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末)。
- 3) 一般介護予防事業に関し、住民運営の通いの場を充実させるとともに、リハ職等を活かした自立支援に資する取組 を推進し、介護予防を機能強化。あわせて、基本チェックリストだけでなく、地域の実情に応じて収集した情報等さまざ まなものを活用し、把握した支援を要する者について、一般介護予防事業に結びつけ、支援を行う。

【2 新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の概要】

- 1) 事業の内容: 多様なサービス提供の実現のために、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービス、 通所型サービス、生活支援サービス(配食・見守り等)を実施。
- 2) 実施主体: 市町村 (事業者への委託、市町村が特定した事業者が事業を実施した費用の支払等)
- 3) 対象者 : 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者
 - ※要支援者についてはその状態像によっては事業(訪問型サービスや通所型サービス)を利用しつつ、訪問看護などの給付でのサービスも利用可能
- 4) 利用手続き:要支援認定を受けてケアマネジメントに基づきサービスを利用
 - ※給付を利用せず、総合事業の生活支援・介護予防サービス事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可
- 5) 事業費の単価: サービスの内容に応じた市町村による単価設定を可能とする。 訪問型・通所型サービスについては、現在の訪問介護、通所介護(予防給付)の報酬以下の単価を市町村が設定する仕組みとする。

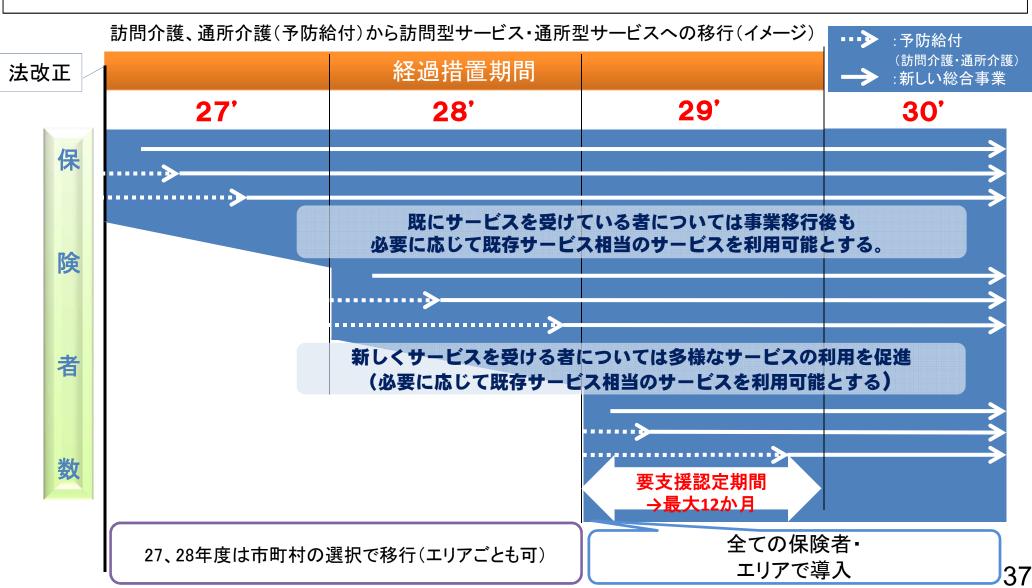
- 6) 利用料: 地域で多様なサービスが提供されるため、そのサービスの内容に応じた利用料を市町村が設定する。
- ※従来の給付から移行するサービスの利用料については、要介護者に対する介護給付における利用者負担割合等を勘案しつつ、一定の枠組みのもと、市町村が設定する仕組みを検討。(利用料の下限については要介護者の利用者負担割合を下回らないような仕組みとすることが必要)
- 7) 事業者:市町村が事業者へ委託する方法に加え、あらかじめ事業者を認定等により特定し、当該市町村の一定 のルールの下事業者が事業を実施した場合事後的に費用の支払いを行う枠組みを検討。
- 8) 限度額管理:利用者個人の限度額管理を実施。利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額 で管理を行うことを可能とすることを検討。
- 9) ガイドライン:介護保険法に基づき厚生労働大臣が指針を策定し、市町村による事業の円滑な実施を推進。
- 10) 財源: 1号保険料、2号保険料、国、都道府県、市町村(予防給付と同じ)

【3 新しい総合事業の一般介護予防事業の概要】

- 1) 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。リハ職等を活かした自立支援に資する 取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 2) 具体的には、「介護予防事業対象者の把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「介 護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成。
- 3) 地域リハビリテーション活動支援事業については、新しい事業であり、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスより働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進するもの。

市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて(イメージ)

- <u>平成29年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始。(27、28年度は市町村の選択)</u>
- 平成29年度末をもって、予防給付のうち訪問介護と通所介護については終了。



国によるガイドラインの提示等

- 市町村による事業の円滑な実施を推進するため、ガイドラインとして、介護保険法に基づく指針を策定。
- 市町村による事業でのさまざま創意工夫の例や事業で対応する際の留意点をガイドラインの中に記載。

(創意工夫の例)

- ・事業への移行の推進等を通じた、住民主体のサービス利用の拡充
- ・介護予防の機能強化を通じた認定率の伸びの抑制
- ・リハ職等が積極的に関与し、ケアマネジメントを機能強化し、重度化予防の推進

(事業で対応する際の留意点の例)

- ・認知機能が低下している者に対するサービスについては早期から専門職が適切に関与するとともに適切な生活支援サービスを組み合わせること
- ・明確な目標等を定めた個別サービス計画を作成し、6ヶ月等一定期間経過後、 地域包括支援センターと介護サービス事業者等が サービス担当者会議などで適切に評価し、効率的な事業への移行を積極的に推進すること (「アセスメント→訪問/通所介護計画(明 確な目標設定)→定期的な記録→サービス担当者会議などでの定期的な評価を通じた課題解決」のプロセスを経る。)
- 国として法に基づくガイドラインの中で、すべての市町村が要支援者のサービス提供を効率的に行い、総費用額の伸びを低減させることを目標とすることを記載。
- 市町村は介護保険事業計画の中で要支援者のサービス提供の在り方とその費用について明記することになるが、その結果を3年度毎に検証することを新たに介護保険法に法定化することを検討。

要支援者に対するサービス提供について、各市町村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、次期計画期間につなげていく枠組みを新たに構築する。

市町村の事務負担の軽減等について

- 〇予防給付の訪問介護・通所介護を市町村の地域支援事業に移行することにより、市町村の契約等の事務が増加することが見込まれるため、円滑に事務を遂行するために以下のような市町村に対する支援策を実施。
- 1 市町村による契約・審査・支払事務の負担軽減
 - 〇 都道府県との適切な役割分担のもと市町村が事業所を認定等により特定する仕組みを導入
 - 市町村が毎年度委託契約を締結する事務を不要とするため、現在の指定事業所の枠組みを参考にしつつ事業所を認定等により特定する仕組みを設け、推進。
 - 審査・支払について国保連の活用
 - サービス提供主体である事業者等から費用の請求に係る審査・支払については国保連の活用を推進。既存サービス相当のサービス等については、あわせて簡易な限度額管理も行う。
- 2 市町村で地域の実情に応じた事業を展開しやすいようなさまざまな支援策の実施
 - (例)要支援事業を円滑に実施するための指針(ガイドライン)の策定 日常生活圏域ニーズ調査、地域ケア会議、介護・医療関連情報の「見える化」の推進 生活支援サービスのコーディネーターの配置の推進 地域包括ケア好事例集の作成

3 介護認定の有効期間の延長について検討

等

効率的な事業の実施について

効率的な事業実施に向けて中長期的に取り組むが、まず第6期計画期間中に以下のような取組みに着手し、集中的に推進。

【弾力的な事業実施】

- (1) 予防給付の訪問介護・通所介護について、柔軟なサービスの内容等に応じて人員基準、運営基準、単価等 について柔軟に設定できる地域支援事業に移行すれば、事業の実施主体である市町村の判断で以下のよう な取組を実施し、効率的に事業を実施することが可能
 - ① 例えば、既存の介護事業者を活用する場合でも、柔軟な人員配置等により効率的な単価で事業を実施
 - ② NPO、ボランティア等の地域資源の有効活用により効率的に事業を実施
 - ③ 要支援者に対する事業に付加的なサービスやインフォーマルサービスを組み合わせた多様なサービス内 容の事業を実施。
 - ④ 多様なサービス内容に応じた利用者負担を設定し、事業を実施
 - ※ 従来の給付から移行するサービスの利用料については、要介護者に対する介護給付における利用者負担割合等を勘案しつつ、一定の枠組みのもと、市町村が設定する仕組みを検討。(利用料の下限については要介護者の利用者負担割合を下回らないような仕組みとすることが必要)
 - * ①~④の取組を通じた効率的な実施について国としてガイドラインで市町村に対して周知。

【市町村による自立支援に資する地域マネジメントの強化】

- (2) あわせて、要支援認定に至らない高齢者も地域で自立した生活を継続できるよう、生活支援の充実などを <u>通じた地域で高齢者を支える地域づくり</u>と、より効果的・効率的な<u>介護予防の事業を組み合わせ</u>、自立支援に 資する地域マネジメントを推進する、市町村による取組を強化。
 - ※ 介護予防に集中的に取り組むことや、高齢者の社会参加に積極的に取り組むことで、認定率の伸びを抑えられている市町村の例もある。

総合事業の事業費の上限について(見直しの考え方)

(現行制度)

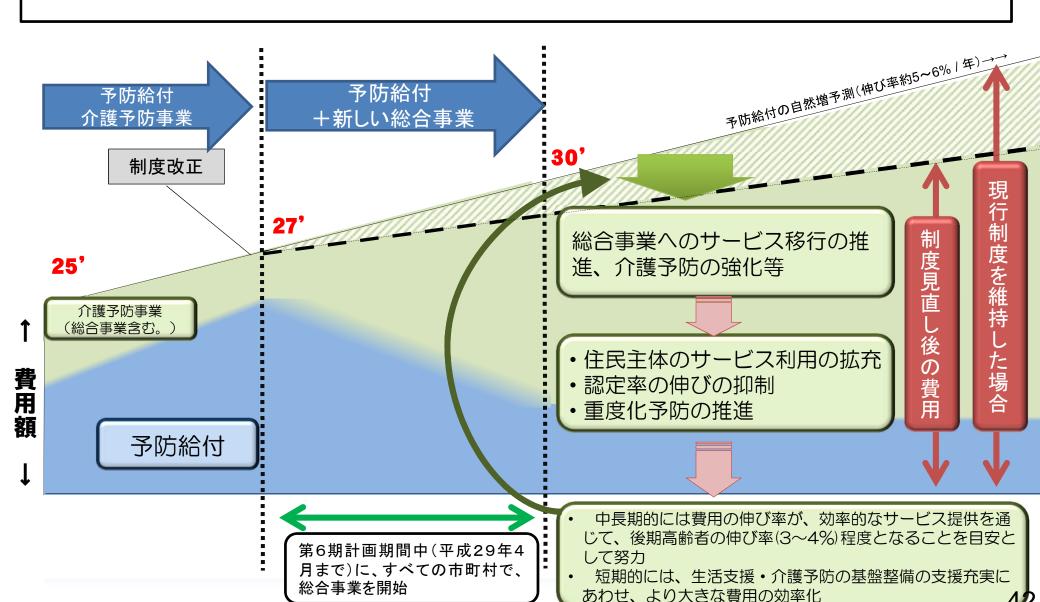
○ 現在の総合事業の上限は介護保険事業計画の給付見込額の原則2%とされている。(厚生労働大臣の認定を受けたときは3%まで引上げが可能)

(見直しの考え方)

- 総合事業の上限については、現行制度も踏まえつつ、予防給付から事業に移行する分をまかなえるよう に設定。
- 具体的には、当該市町村の予防給付から移行する訪問介護・通所介護と予防事業(総合事業)の合計額を基本にしつつ、当該市町村の後期高齢者の伸び等を勘案して設定した額とする方向で検討。
- 仮に市町村の事業費が上限を超える場合の対応については、制度施行後の費用の状況等を見極める 必要があること等を踏まえ、個別に判断する仕組みなどの必要性について検討。

総合事業へのサービス移行の推進等による費用の効率化(イメージ)

- 総合事業への移行により住民主体の地域づくりが推進。住民主体のサービス利用が拡充し、効率的に事業実施。
- 介護予防のための事業は機能強化。支援を必要とする高齢者が認定を受けなくても地域で暮らせる社会を実現。
- 〇 リハ職等が積極的に関与しケアマネジメントを機能強化。重度化予防をこれまで以上に推進。

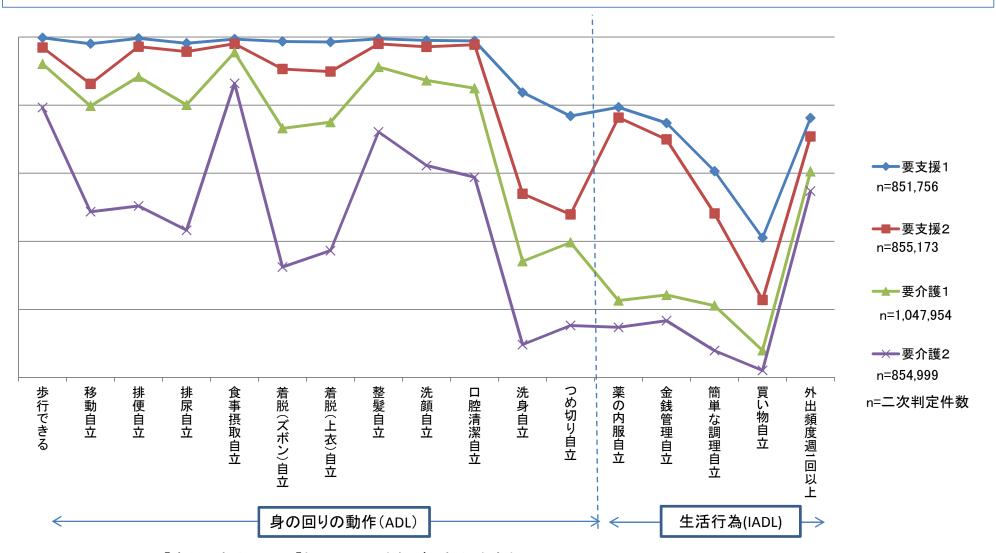


(参考)介護予防・生活支援サービスの充実(イメージ)

要支援者をはじめとするすべての高齢者の自立を支援 (百首治会. 断内会の声が汗、 宅配業者等と連携した見守り、 するため、介護予防・生活支援サービスの充実を推進。 販売店による移動販売・等・・・ 例 互助、民間サービス 例 生活援助(掃除・買い 訪問型 · 通所型 物・調理等)、身体介 サービス 護、機能訓練等 総 業 運動•口腔機能向 その他の 介護予防•生活 上、栄養改善事業等 支援サービス 栄養改善を目的とし その他の地域支援事業 た配食、定期的な安否 一般介護予防 確認等 事業 体操教室等

(参考) 要支援1~要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



- ※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。
- ※2 平成23年度要介護認定における認定調査結果(出典:認定支援ネットワーク(平成24年2月15日集計時点))

(参考)平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業

		予防サ	ービス	生活支援		
		訪問型	通所型	サービス	取組の特徴 	
1	浜頓別町 (北海道)	0			要支援者の支え合いマップづくりをもとに、独居高齢者への支援や急な入退院時の一時的な生活支援ニーズに対して訪問型サービスを提供	
2	西和賀町 (岩手県)	0	0	0	生活支援サポーターや親類などを担い手とした見守り・安否確認、 地区の公民館等を活用した通所事業を実施	
3	和光市 (埼玉県)	0	0	0	ケアマネジメント支援の徹底、予防サービスと生活支援サービスの使い分けとヘルパー 等の研修、栄養教室やフットケアなど多様な通いのメニューにより高齢者の生活機能向 上と自立を支援	
4	吉見町 (埼玉県)	0	0	0	要支援者のサービスには介護事業所を活用、二次予防対象者には運動・口腔・栄養の 事業に加えて改善後の事後フォローにより悪化予防	
5	松伏町 (埼玉県)			0	運動・口腔・栄養の専門職による通所型予防サービスや配食サービス等を要支援者・二次予防対象者に一体的に提供	
6	品川区 (東京都)	0	0	0	事業目的を周知し、理解の得られる事業者を活用して実施、簡素化したプランを事業所と共有し、生活機能向上を目的としたホームヘルプや二次予防対象者の通所を強化	
7	荒川区 (東京都)		0	0	リハ職を活用した運動・口腔・栄養の複合プログラム、男性料理教室や茶話会の開催、 社会福祉協議会主催のサロン活動支援などにより、高齢者の生活の活性化と自立を支援	
8	奥多摩町 (東京都)		0	0	デイサービス事業所を活用し、要支援者の運動・栄養改善等の通所型予防サービスを 提供するほか、配食による生活支援を実施	
9	坂井地区 広域連合 (福井県)	0	0	0	介護事業所による訪問型・通所型予防サービス、低栄養高齢者への配食サービスや管理栄養士を活用したモニタリング、民間事業事業者による見守りを実施	
10	北杜市 (山梨県)		0	0	配食事業者を活用した見守りと、住民主体のサロン活動を支援して介護予防を推進 うつや閉じこもりの高齢者に看護師等が訪問して、治療や社会参加への支援を実施	

(参考)平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業

	予防サービス		生活支援			
		訪問型	通所型	サービス	取組の特徴 	
11	鳴沢村 (山梨県)	0		0	別荘地でコミュニティから孤立して暮らす単身高齢者など、要支援・二次予防対象者の 見守りや定期訪問・配食サービス等をシルバー人材センターなどを活用して実施	
12	阿智村 (長野県)		0	0	シルバー人材センターや住民ボランティアを活用した通所サービスや見守りを実施、住 民ボランティアによる定期的な電話かけは、安否確認だけでなく単身高齢者のコミュニ ケーションの機会	
13	静岡市 (静岡件)	0	0	0	既存の介護事業者を多数活用し、訪問型・通所型予防サービスを実施、生活支援は民間事業者による配食サービスと安否確認をセットで実施	
14	加東市 (兵庫県)	0	0		訪問型予防サービスはJAによる訪問介護事業を活用し、通所型予防サービスは地域 包括支援センター専門職が中心となって実施	
15	浅口市 (岡山県)	0	0	0	予防サービスは二次予防対象者を中心に地域包括支援センター職員が実施、要支援者には栄養改善のための配食サービスや民生委員による見守り、生活支援サーポーターによる家事援助を実施	
16	阿武町 (山口県)		0	0	要支援者、二次予防対象者への一体的な通所型予防サービスや栄養改善と見守りを兼ねた配食サービスを提供	
17	小豆島町 (香川県)		0	0	要支援者・二次予防対象者の運動教室と終了後の事後フォローによる継続的な予防サービス、シルバー人材センター等を活用した家事支援等の生活支援サービスを実施	
18	行橋市 (福岡県)	0	0	0	退院直後など一時的に支援を必要とする高齢者に対して、ホームヘルプ等により重度 化を予防	
19	長崎市 (長崎県)	0	0	0	運動、栄養、口腔等の専門職による予防サービスの充実、介護事業所を活用した通所 先のカ所数の確保	
20	佐々町 (長崎県)		0	0	住民の自主的な互助活動が根づいており、介護予防ボランティアの育成により、訪問による日常生活支援や地域でのサロン活動、介護予防教室等が実施されている	

(参考)平成24年度 介護予防・日常生活支援総合事業

		予防サービス		生活支援	
		訪問型			取組の特徴
21	人吉市 (熊本県)	0	0	0	介護事業所等を活用した訪問型・通所型予防サービスや、要支援者への自宅での運動機能訓練を実施
22	山鹿市 (熊本県)		0	0	生活支援サポーターやボランティアの養成等により、高齢者の日常生活の困りごとを支援、住民主体のサロン活動を支援、多様な通いの場を確保、介護予防活動を推進
23	小国町 (熊本県)		0	0	地元の社会資源を活用して、介護予防サービスと一次予防を一体的に提供、栄養改善を目的とした配食サービスを実施
24	あさぎり町 (熊本県)	0	0	0	JAを含む地元の介護サービス事業所の活用により、訪問型・通所型の予防サービスや配食サービスを実施、サロンは包括契約とすることで、多様な住民の参加を可能としている
25	杵築市 (大分県)	0	0		訪問型予防サービスはヘルパー、訪問型生活支援はシルバー人材センターやボラン ティアを活用。サービス内容を考慮した担い手や単価設定。審査支払に国保連を活用
26	肝付町 (鹿児島県)	0	0	0	予防サービス・生活支援サービスは既存事業所を活用し、介護予防推進のためには地域ボランティアを育成、小地域ごとに住民主体の介護予防活動やサロン活動を支援
27	徳之島町 (鹿児島県)	0	0	0	予防サービスには介護事業所を活用して生活機能向上を目指す。茶話会や体操などの 地域活動はボランティアが支援するよう人材育成

(参考)介護予防・日常生活支援総合事業の取組(山梨県北杜市)

~地域住民の支え合いによる通いの場づくりと生活支援~

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすため、医療や介護、介護保険外サービスを含めた様々な サービスを日常生活の場で提供
- 利用者の視点に立った柔軟な対応、地域活力の向上に向けた取組、地域包括ケアの実現に向けた取組 を目指し、住民ボランティアの協力による①通所型予防サービス、②配食・見守り・安否確認等の生活支 援サービスを実施

通所型予防サービス(ふれあい処北杜)

- ○運営(8か所)
 - NPO、社協、地区組織、JA、介護事業所
- 〇内容
 - 交流、会話、趣味、事業所の特性を生か した活動(週1~2回)
- 〇スタッフは1~2名。他はボランティア。
- ○ケアマネジメント 北杜市地域包括支援センターが実施
- 〇地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所
- ※地域支え合い体制づくり事業で整備

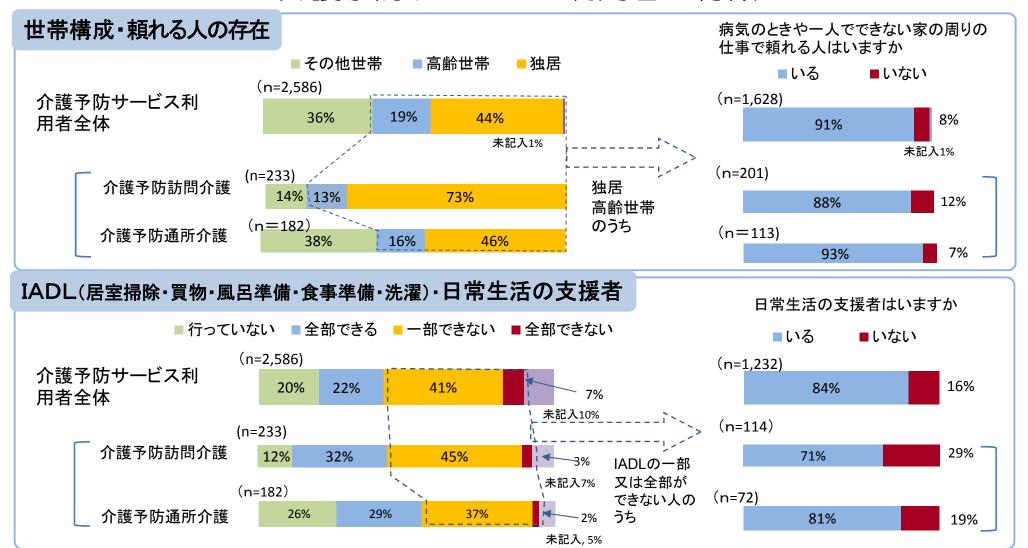
生活支援サービス

- 〇内容
 - ・配食+安否確認(緊急連絡を含む)
 - ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
 - 異常があった時の連絡義務づけ
 - ・弁当業者、ボランティア、NPO等が連携 (5か所の事業者が参入)





介護予防サービスの利用者の特徴



調査方法

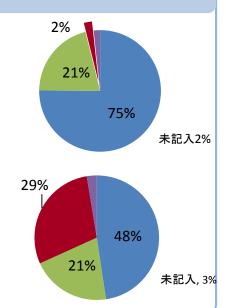
- ○全ての介護予防サービス(16種類)について、各サービスの給付実績のある保険者に所在する地域包括支援センター3,289事業所、地域密着型介護予防サービス事業所 1,000事業所を無作為に抽出し、調査票を郵送配布。(予め、介護予防サービスの種類を割り当てて、当該サービスの利用者について調査)
 ○回収率 55.2%。
- ○ケアプラン作成者が、割り当てられた介護予防サービスの利用者について、聞き取り等により自記式でIALや支援の状況等を記入

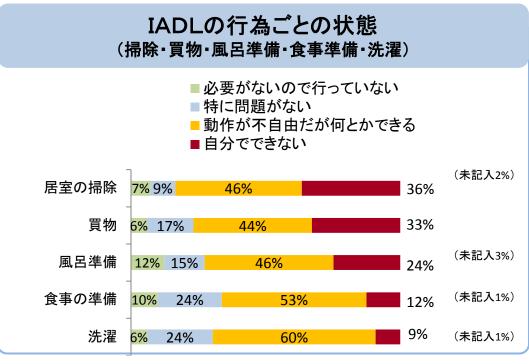
49

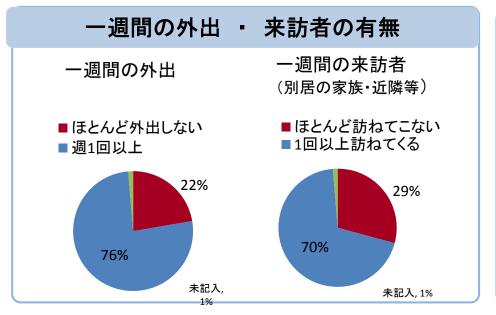
(参考)介護予防訪問介護の利用者の特徴 (n=233)

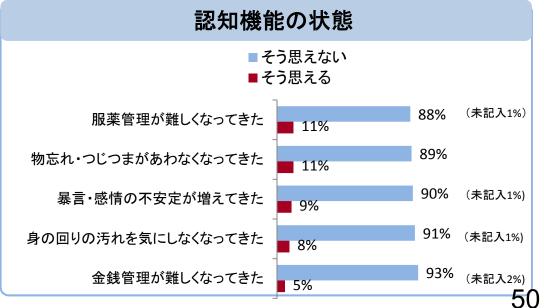
ADL(排泄·入浴·屋内歩行·屋外歩行)

- ■排泄・入浴のいずれも特 に問題なし
- ■排泄・入浴のいずれかー 方に問題あり
- ■排泄・入浴の両方に問題 あり
- ■屋内・屋外歩行ともに段差以外 はつかまらずに歩く
- ■屋外・屋内の一方のみつかまって歩く
- ■屋内・屋外の両方ともつかまって歩く





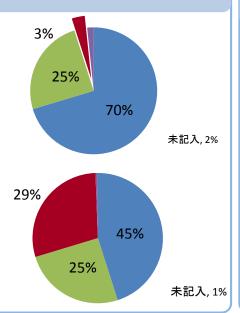


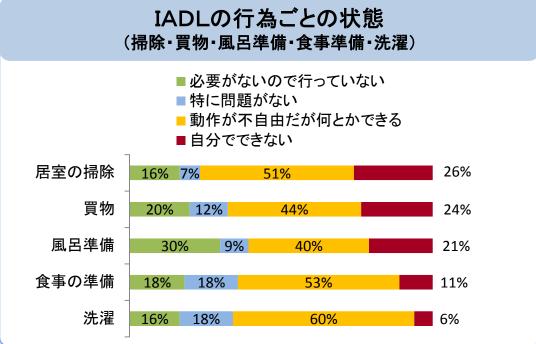


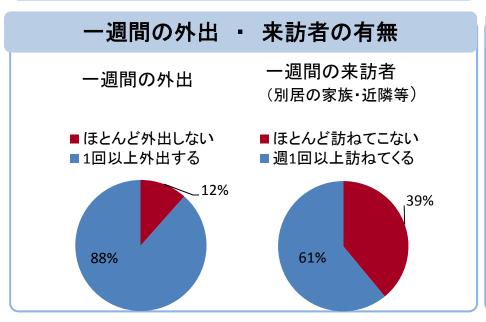
(参考)介護予防通所介護の利用者の特徴 (n=182)

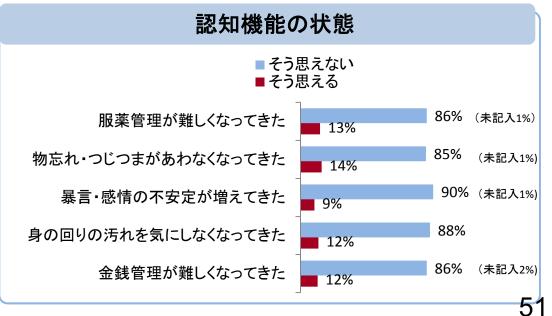
ADL(排泄·入浴·屋内歩行·屋外歩行)

- ■排泄・入浴のいずれも特 に問題なし
- ■排泄・入浴のいずれかー 方に問題あり
- ■排泄・入浴の両方に問題 あり
- ■屋内・屋外歩行ともに段差以 外はつかまらずに歩く
- ■屋外・屋内の一方のみつかまって歩く
- ■屋内・屋外の両方ともつか まって歩く









(参考) 平成24年度介護予防サービス費用額

	年間累計費用額			構成比
	(百万円)	要支援1	要支援2	1177723
総 数	468 512	149199	318578	-
介護予防居宅サービス	411 670	125859	285133	87.9%
介護予防訪問介護	108 378	41797	66369	23.1%
介護予防訪問入浴介護	197	21	175	0.04%
介護予防訪問看護	11 935	2828	9069	2.5%
介護予防訪問リハビリテーション	3 474	751	2718	0.7%
介護予防通所介護	172 355	49272	122864	36.8%
介護予防通所リハビリテーション	62 677	15255	47357	13.4%
介護予防福祉用具貸与	18 190	5134	13036	3.9%
介護予防短期入所生活介護	3 824	671	3115	0.8%
介護予防短期入所療養介護	533	73	448	0.1%
介護予防居宅療養管理指導	3 235	1314	1909	0.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	26 871	8743	18073	5.7%
介護予防支援	48 554	21578	26946	10.4%
介護予防地域密着型サービス	8 288	1763	6499	1.8%
介護予防認知症対応型通所介護	507	175	330	0.1%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 304	1588	3701	1.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2 477	_	2468	0.5%

注:総数には、月の途中で要支援から要介護に変更となった者を含む。

地域支援事業について

現状と課題

〇 地域支援事業の事業内容は以下のとおり。

事業内容の区分	財源構成	備考
① 介護予防事業 又は 介護予防・日常生活支援総合事業	1号保険料21% 2号保険料29% 国25% 都道府県12.5% 市町村12.5%	財源構成は、居宅 給付費と同じ
② 包括的支援事業	1号保険料21%、	2号保険料を含まず、 その分を国、都道府
③ 任意事業	国39.5%、都道府県19.75%、市町村19.75%	県、市町村で負担

- 〇 平成25年度予算:623億円(国費) ※1,761億円(事業費)
- 〇 地域支援事業の事業費は、市町村の介護保険事業計画に定める介護給付及び予防給付の給付見込額に対する割合 を上限とすることを政令で定めている。

地垣	艾 支援事業	3. 0%以内
	介護予防事業 又は 介護予防・日常生活支援総合事業	2. 0%以内
	包括的支援事業 + 任意事業	2. 0%以内

- ※介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち厚生労働大臣の認定を受けたときは、1%の上限の引き上げを可能としている。
- 〇 平成25年度財務省予算執行調査において、任意事業については、事業のあり方について、想定される事業内容 や他施策との区別の考え方等をより具体的に示すことなど、見直しが指摘されている。

論点

- 在宅医療・介護連携及び地域ケア会議、生活支援・介護予防、地域包括支援センター、認知症施策の意見等を 踏まえ、地域支援事業については、以下の事項に係る見直しが必要ではないか。
 - 医療、介護連携の充実
 - 認知症施策の充実
 - ・ 生活支援の充実
 - ・ 予防給付の見直し
 - ・ 介護予防事業の見直し
 - その他(財務省予算執行調査への対応)

(検討内容)

- ・地域支援事業の柱立て※現在は、介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)、包括的支援事業、任意事業
- ・充実分に係る財源
- 上限のあり方
- ・任意事業の見直し等

(参考) 地域支援事業の概要

〇 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した 日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村において「地域支援事業」を実施。

〇地域支援事業の事業内容

(1)介護予防事業

- ア 二次予防事業 (二次予防事業の対象者に対する事業)
 - 二次予防事業の対象者把握事業
 - · 通所型介護予防事業
 - · 訪問型介護予防事業
 - · 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業(全ての第1号被保険者を対象とする事業)
 - · 介護予防普及啓発事業
 - · 地域介護予防活動支援事業
 - ※ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成・支援等
 - · 一次予防事業評価事業
- ※(3)を導入する市町村は、(3)の事業の中で実施

(2)包括的支援事業

- ア 介護予防ケアマネジメント業務
- イ 総合相談支援業務
 - ※地域の高齢者の実態把握、生活支援サービスとの調整 等
- ウ 権利擁護業務(虐待の防止、虐待の早期発見等)
- エ 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、 地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

(3)介護予防・日常生活支援総合事業(平成24年度創設)※導入は任意

- ア 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業
- ・予防サービス事業(通所型、訪問型等)
 - ・生活支援サービス事業(配食、見守り等)
 - ケアマネジメント事業
 - 二次予防事業対象者の把握事業
 - ・評価事業
- イ 一次予防事業

(4)任意事業

〇地域支援事業の事業費

25' 623億円(国費)

市町村は、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定める。

※ 政令で事業費の上限を規定(市町村が介護保険事業計画に 定める介護給付見込額に対する以下の割合を上限とする。)

地域支援事業	3.0%以内
「介護予防事業」又は「介護予防・日常生活支援総合事業」	2. 0%以内
「包括的支援事業」+「任意事業」	2. 0%以内

※ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村のうち 厚生労働大臣の認定を受けたときは、上限の引上げが可能

地域支援事業	3. 0%+1%以内
介護予防·日常生活支援総合事業	2. 0%+1%以内
総合事業以外の事業	2. 0%以内

○地域支援事業の財源構成

介護予防事業 包括的支援事業 · 任意事業 介護予防•日常生活支援総合事業 【財源構成】 【財源構成】 都道府県 都道府県 1号 1_{2.5%} 21% 21% 19.75% 25% 市町村 2号 玉 19.75% 29% 39.5% 市町村 **12**. 5%

○ 費用負担割合は、居宅給付費の 財源構成と同じ。 ○ 費用負担割合は、第2号は負担せ ず、その分を公費で賄う。

(国:都道府県:市町村=2:1:1)

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として 地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現 状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)

人員体制

業務量に応じた配置

- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに 対する人員体制を業務量に応じて適切に配置。
- さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・ 介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、<u>それぞれのセン</u> ターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要。



業務内容の見直し

センター間の 役割分担・連携強化 ○ 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を 図る中で、地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセン ターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的 かつ効果的な運営を目指す。



- 行政との 役割分担・連携強化
- 委託型センターに対して、市町村が提示する<u>委託方針</u>について、<u>より具体的な内容を提示することを推進。</u>
- これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業 務内容を明確化。

効果的な運営の継続

PDCAを充実

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価 が必要。(現在、約3割の市町村が評価を実施)
- <u>市町村運営協議会等による評価の取組、PDCAの充実等、継続的</u> な評価・点検の取組を強化。

併せて、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知する56

医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援・介護予防の充実・強化

医療•介護連携

•連携強化

※市町村が中心となって取組を進めるため、関係者との 連携や調整を行う等の市町村の役割の明確化を検討

認知症施策

・施策の推進

地域ケア会議

・制度化による強化

生活支援

•基盤整備等

介護予防

・効果的な取組の推進

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細かなサービスの提供が実現



初期集中支援チームの関与による認知症の早期 診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応 等により認知症でも生活できる地域を実現



多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現



コーディネータの配置等を通じて地域で高齢者の ニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現



多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現

- 地域包括ケア実現のため、上記の充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実のスケジュール

25~26年度

27~29年度

30年度~

医療·介 護連携

- ■25年 地域医療再生基金を 活用した事業実施
- ■26年 介護保険法改正(在宅医療・介護連携拠点の機能を地域支援事業へ位置づけ)

■27年4月 改正法施行

■取組可能な市町村から順次実施。小規模市町村では事業の 共同実施等を可能とする。都 道府県による支援等も実施。 ■全ての市町村で実施(小規模 市町村では事業の共同実施 等を可能とする)

認知症 施策

- ■25年 初期集中支援チーム のモデル事業の実施等
- ■26年 介護保険法改正(地域支援事業へ位置づけ)

- ■27年4月 改正法施行
- ■取組可能な市町村から順次 実施。小規模市町村では事 業の共同実施等を可能とす る。

■全ての市町村で実施(小規模 市町村では事業の共同実施 等を可能とする)

地域ケ ア会議

- ■26年 地域ケア会議の推進 (国による好事例周知等を積極的に推進)
- ■26年 介護保険法改正(法定化、 守秘義務等)

■27年4月 改正法施行

■法定化による地域ケア会議の 確実な実施 ■地域ケア会議の充実が図られる。

生活 支援

- ■26年 生活支援の基盤整備
- ■コーディネーターの研修実施
- ■26年 介護保険法改正(地域支援事業へ位置づけ)

■27年4月 改正法施行

■コーディネーターの配置等を 順次推進、国による好事例の 周知等も積極的に実施。 ■コーディネーターの配置等が 推進され、市町村で生活支援 の充実が図られる。

介護 予防

- ■効果的・効率的な介護予防の 取組事例を全国展開する観 点から市町村を支援
- ■地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組の充実

■効果的・効率的な介護予防の 取組の充実

ご清聴ありがとうございました



咲かそう、地域包括ケアの花!

厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」 もぜひご覧ください

地域包括ケアシステム

検索

クリック

介護事業所を検索するなら

